ビデオレター原稿　　林　陽子

２０１６年２月１日

　私は女性差別撤廃委員会の委員長として、「東アジアにおける障害者権利の条約実施と市民社会」の会議開催を心よりお祝い申し上げます。

　本日もし東京にいることができれば、会場でご一緒に皆さんの議論に参加させて頂きたかったのですが、現在、女性差別撤廃委員会がジュネーブで開催中のため、ビデオでのご挨拶で失礼致します。

　私は障害者の権利条約は国際人権法を新しい次の段階に進ませた、大変重要な条約であると考えております。

　ひとつには、この条約が障害者と健常者を比較した「障害者差別の撤廃」というアプローチを取らず、障害者をひとりの人間として全人格的に捉え、その人権を保障していこうという立場をとっていることです。これは女性差別撤廃条約が「男女間の平等」を規定していることと対照的です。

　ふたつめは、国の義務として「合理的な配慮」を規定し、国は差別的な行為を差し控えるだけでは足りないことを明らかにし、国の積極的義務を強調していることです。

　三つめは、障害を持った女性に対する複合差別を明文で規定したことです。女性差別撤廃条約の各国の報告書審査でも近年ますます複合差別は重要な論点として取り上げられるようになっています。障害者の権利条約が複合的な差別について明文の規定を置いたことは、今後、国に対して複合差別への取り組みを求めていく大きな足がかりとなります。

　障害者の権利委員会が現在作業中の一般コメントNo.3（障害を持つ女性・女児）に対して女性差別撤廃委員会は大きな関心を抱いており、この一般コメントが採択されることで、女性差別撤廃委員会と障害者の権利委員会の協同関係が今後発展していくことを願っております。

　最後に会議にご参加された皆様の今後の益々のご活躍とご健康をお祈りして結びに代えたいと思います。